

# 令和元年度 国際ドキュメンタリー等共同制作支援事業委託業務 企画提案説明書（仕様書）

## 1 業務名

国際ドキュメンタリー等共同制作支援事業委託業務

## 2 業務目的

札幌市では、「映像の力により世界が憧れるまち札幌を実現するための条例」第7条第1項に基づき、映像を活用したまちづくりに関する施策を総合的かつ戦略的に実施するために、『札幌市映像活用推進プラン』を平成28年6月に策定した。

本業務は、当該プランで掲げる【基本方針1 映像を活用した魅力の発信 施策1-1 国際共同制作の促進】及び【基本方針3 映像産業の基盤強化 施策3-2 映像人材の育成】を具体化するため、市内映像関連事業者の制作技術を生かした海外展開を促進するとともに、国際共同制作を担う映像関連事業者・人材の育成を図ることを目的として実施するものである。なお、本事業で扱う映像コンテンツは、映画、アニメーションも含むこととする。

本業務を通じて、海外の映像関連事業者に対する企画立案・提案の方法、海外の共同制作者の見つけ方、資金調達の方法などを学び、映像分野における国内外の高度人材との持続的なネットワークを構築することで、市内の映像関連事業者が自ら企画立案し、映像コンテンツの制作に係る資金調達手段や海外の放映枠等を獲得できるよう、運営事務局として業務全体の管理運営を行う。

### ■映像の力により世界が憧れるまち札幌を実現するための条例

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/tokku/eizoujyourei.html>

### ■札幌市映像活用推進プラン

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/tokku/eizokihonkeikaku.html>

## 3 業務内容

本業務における運営事業者に求める業務は次のとおりである。

なお、業務の内容は現時点での予定であり、今後、企画提案の結果によって委託者と受託者で協議し、調整するものとする。

### (1) 市内での公開企画提案会議（ピッチング・マッチングセッション）の開催

#### ア 概要

企画採択権限を持つ海外のバイヤー、プロデューサー等を招請し、国際共同制作案件の創出促進を図るための公開企画提案会議を札幌市内で実施する。

国際共同制作実現に向けた取組を通じて、海外の映像関連事業者と市内の映像関連事業者とのネットワーク構築・強化を図る機会を創出し、市内映像関連事業者の海外展開を促進するとともに、海外市場の活力を取り込む契機とする。

#### イ 実施回数

1回

#### ウ 実施時期

令和2年2月中旬頃の実施を想定しているが、具体的な実施時期については、委託者と協議のうえ決定すること。

## エ 会場

札幌市内中心部の利便性の良い会場を選定すること。

## オ 招請するプロデューサー等の人数

5社程度、5名程度を想定している。

## カ 開催日程案の作成

具体的なスケジュールについては、委託者と協議のうえ決定するものとする。

## キ ピッチング会場の設営・運営・撤去

## ク ピッチング会場の記録

会場全体の様子、ピッチング・セッションの様子を映像及び写真で記録すること。

## ケ 取組の周知・広報

当財団のWEBサイト等を活用して情報発信を行うこと。

## **(2) 映像分野における国内外の高度人材との持続的なネットワーク構築のための支援**

### ア 概要

国際共同制作に係る国内外の映像関連事業者との持続的なネットワークを実現するための支援を行う。市内の映像関連事業者が国際共同制作に関する企画の提案や、その制作を行うための機会を持続的に得ることのできるよう、国内外の映像関連事業者とのネットワーク構築を行う。具体的には企画案作成時や企画提案を行うターゲット国・地域の選定等、国際共同制作全般に対する相談、支援の場となることを想定しているが、詳細については委託者と協議のうえ決定するものとする。

### イ 人数

参画してもらう国内外の映像関連事業者については、4名以上とし、そのうち少なくとも2名の海外事業者を含むこととする。

### ウ 選定

国際共同制作に関する豊富な知見・ノウハウを有し、本業務の趣旨等を理解している者を選定すること。

なお、業務目的を達成するために有効であれば、海外の映像関連事業者の国籍は問わないものとする。

### エ 謝金等の支払い

本業務の実施に際し、謝金等が発生する場合は、受託者の負担とする。

## **(3) ワークショップの開催および国内外における企画提案会議（ピッチング）参加支援**

### ア 概要

市内映像関連事業者等を対象として、国際ドキュメンタリー共同制作実現のための企画開発の方法や資金調達手段を学ぶワークショップを実施するとともに、すでに企画提案の経験を有する参加者を対象とし、国内外の企画提案会議への参加を支援する。

### イ ワークショップの開催

#### 1. 実施回数

3～5回（1回のワークショップに要する時間は最低2時間以上とする）

#### 2. 会場

札幌市内で利便性の良い会場を選定すること。

#### 3. 講師の選定

参加者の企画を考慮し、国際共同制作に関する知見・ノウハウを有する講師を選

定すること。

#### 4. 参加目標人数

10人程度を想定している。

ワークショップについては、同一人物による参加を基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同一事業者に属する別人物の参加を妨げないものとする。

#### 5. 参加料

無料

#### 6. 参加者の募集

市内の映像関連事業者および市内に居住する映像制作者に対し、当財団のWEBサイト等を活用して周知すること。過去に本事業に参加したことのある事業者のみならず、国際共同制作の意欲のある新規参加事業者にも訴求すること。なお、募集に際してリーフレット等を作成する場合には次に示すサッポロスマイルマークロゴを掲載すること。

### ■サッポロスマイルロゴ

次に示す3パターンのロゴのうち、1つを選択し、チラシに掲載すること。

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/citypromote/logo/index.html>

【1行タイプ】

【2行タイプ】

【赤丸タイプ】

SAPPRO

SAPP  
RO



#### 7. 情報発信

取組内容を広く発信するため、当財団のWEBサイト等を活用して情報発信を行うこと。また、情報発信を行う場合は、ワークショップ等の様子を納めた写真を掲載し、取組内容が分かりやすく伝わる工夫を行うこと。

なお、発信回数としては10回程度を想定している。

#### ウ 国内外における企画提案会議（ピッチング）参加支援

##### 1. 企画の選定

参加者の中で、特に優れた企画を有する者に対しては、世界各地で開催される提案会議への参加応募を支援すること。

各国にて開催される主な企画提案会議は以下のとおりであるが、他に有効な企画提案の場があればこの限りではない。尚、事業実施期間内は、実際の開催時期が次年度以降でも支援を行うこと。

TOKYO DOCS（東京）<http://tokyodocs.jp/> 開催時期 2019年11月

IDFA（オランダ・アムステルダム）<https://www.idfa.nl/en/> 開催時期 2020年1月

HAF（香港）<https://www.haf.org.hk/index.ph> 開催時期 2020年3月

アヌシー国際アニメーション映画祭（フランス）<https://www.annecy.org/home>

開催時期 2021年6月

Hotdocs（カナダ）<https://www.hotdocs.ca/p> 開催時期 2021年4月～5月

その他、映像商談会、国際映画祭等

##### 2. 応募目標数

3件

### 3. 旅費等の支払い

本業務の実施に際し、旅費等が発生する場合は、受託者の負担とする。

## 4 業務報告及び成果物

上記の業務完了後、業務報告書を作成し、委託者に提出すること。業務報告書については電子データ（CD-Rを原則とする）でも提出すること。

成果物の提出にあたっては、環境影響負荷の低減に努めることとし、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とすること。

なお、本業務のために制作したロゴやチラシの著作権は委託者に帰属するものとする。

## 5 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日（火）まで

## 7 予算上限額

9,470,000円（消費税相当額を含む）

## 8 留意事項

- (1) 業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行うもの1名を配置すること。
- (2) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。
- (3) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (5) 本業務での作成物等については、委託者がその著作権を持つものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。

## 9 その他の留意事項

- (1) 企画提案、プレゼンテーション等に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画書は、当方において提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 申込後に辞退する場合は、取下願（様式5）を提出すること。

## 10 問い合わせ先

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1

一般財団法人さっぽろ産業振興財団販路拡大支援部映像産業振興課 担当：佐藤・松浦

TEL：011-817-5711 FAX：011-817-5722 E-mail：[info@screensapporo.jp](mailto:info@screensapporo.jp)